

デジタル技術を活用した民事訴訟の審理運営の機動化の取組について (地裁から単位弁護士会への基本説明)

1 取組の概要等

5 当庁においては、これまでも弁護士会と意見交換をしつつ、民事訴訟の審理運営の改善に取り組んできたところである。令和8年に予定されている民事訴訟のデジタル化のフェーズ3を見据えると、デジタル技術を活用した審理運営の改善策について更に検討を進めていく必要がある。このような観点から、最高裁において、てん補による事件処理をしている府について、てん補日以外の日に本務府に在庁しながら、ウェブ会議を利用して、てん補府に係属している事件の争点整理手続等（書面による準備手続の協議又は事実上の打合せ）を実施することにより、てん補日の制約を受けることなく柔軟に協議等の日時を指定することを可能とし、当事者の利便性向上や裁判の迅速化につなげるという取組（審理運営の機動化の取組）が検討されている。

15 その上で、全国的な観点から検討された結果、当庁秩父支部／柏原支部において本取組についての実践的な検討・検証を行うこととなったので、取組の内容等について説明したい。

2 取組の背景及び目的

20 現状では、てん補による事件処理をする場合、本務府とてん補府の各在庁日を固定し、本務府の在庁日に本務府の事件の手続を、てん補府の在庁日にてん補府の事件の手續をそれぞれ実施している。このような事件処理態勢においては、本務府・てん補府のいずれの事件についても協議等の候補日が制約される結果、その日時の指定が硬直化し、当事者の利便性や迅速な裁判の実現にとって一定の支障が生じていると考えられる。

25 今後、フェーズ3において記録が全面的に電子化されれば、本務府・てん補府の

5 いざれからでも記録にアクセスできるようになるから、ウェブ会議を活用することにより、裁判官が本務庁・てん補庁のいざれに所在していても同じように争点整理手続等を実施でき、てん補日の制約を受けることなく柔軟に協議等の日時を指定することが可能となる。フェーズ3後の民事訴訟においては、このような審理運営の機動化の取組を行っていくことで、当事者の利便性向上や裁判の迅速化につなげていくことが考えられる。

3 実践的検討・検証の必要性等

10 フェーズ3まで2年を切っているところ、フェーズ3後に本取組を円滑に実施していくためには、あらかじめ準備を進めておく必要がある。フェーズ1、2を経た現在では、全国の地裁における争点整理手続等の約8割、当庁においては8～9割がウェブ会議の方式で実施されているだけでなく、mints や Teams の投稿機能を活用することにより、準備書面や書証等のデータについて事件係属庁以外の庁からアクセスすることも可能な状況になっている。

15 このような現状を踏まえると、記録の電子化がされる以前においても、ふさわしい事件を選ぶなどして本取組を実践することが可能であると考えられる。また、最高裁においては、フェーズ3後の本格的実施を目指す上で、本取組を行うのにふさわしい事件や手続段階はどのようなものか、当事者の理解・協力をどのように得ていくか、書記官とどのように連携していくか、本取組の効果がどのようなものかなどについて、少数の支部を選んで実践的な検討・検証を行う必要があると考えていることである。

20 その上で、最高裁において、てん補回数、てん補の所要時間、民事訴訟の件数及びウェブ会議の活用状況等を踏まえ、全国的な観点から、実践的な検討・検証を最初に行う庁として、当庁秩父支部／柏原支部を選んだとのことである。

25

4 実践的検討・検証の具体的な内容

秩父支部／柏原支部において実践する本取組の具体的な内容は以下のとおりである。本取組については、本日以降、ふさわしい事件があれば、当該事件の当事者の理解を得つつ実践を開始していく予定である。

- ・ 本務庁及びてん補庁で担当している各種事件のうち、デジタル化が先行している民事訴訟（人事訴訟を含む。）を対象とする。
5
- ・ てん補庁においては、民事訴訟以外の事件や司法行政事務の処理も行っていることから、当面、現状のてん補回数を変更することは予定していない。
- ・ 口頭弁論及び弁論準備手続については法制的な検討（手続の実施場所や当事者の出頭の権利等）を要することから、手続としては、書面による準備手続の協議又は事実上の打合せを対象とする。
10
- ・ 具体的事件においては、協議等の日時を指定するに当たり、実施する手続の種別（書面による準備手続の協議又は事実上の打合せ）及び裁判官が所在する庁について当事者に説明し、その理解を得る。当事者の意向に反して、書面準備手続に付したり弁論準備手続から切り替えることは想定していない。
- ・ 新件や既に書面による準備手続に付している事件を中心に実践していくことが想定されるが、必ずしもこれらに限定するものではなく、当事者の理解が得られるのであれば、弁論準備手続から切り替えることなどもあり得る。
15
- ・ てん補庁に係属する事件について本務庁に在庁して手続を行うこと、本務庁に係属する事件についててん補庁に在庁して手続を行うことのいずれもあり得る。
- ・ 書記官が協議等に立ち会う場合には、ウェブ会議を利用し、本務庁に係属する事件については本務庁の書記官が、てん補庁に係属する事件についてはてん補庁の書記官が立ち会う。
20
- ・ 同一事件について、手続の回ごとに、裁判官が所在する庁（本務庁・兼務庁）を変更することもあり得る。
- ・ 手続を実施するのに必要な主張書面・書証については、mints の活用や Teams への投稿をお願いすることもあり得るが、当事者に過剰な負担をかけることは想
25

定していない。

- ・取組の実践状況については最高裁に報告し、最高裁における検討・検証に活かすとのことである

以上

想定問答

問1 てん補庁に係属する事件について、本務庁から手続を行うことに法令上の問題はないのか。

5

答 書面による準備手続における協議については、もともと裁判官と当事者が直接対面することは想定されていない上、フェーズ2の規則改正で、ウェブ会議等で協議に参加する当事者の所在場所の確認が不要となったこと（民訴規則91条4項、88条2項）との均衡からしても、ウェブ会議等の方法で参加する裁判官の所在場所に格別の制約はなく、事件係属庁の庁舎外から手続を行うことも法令上許容されていると考えている。また、事実上の打合せについても、そもそも事実上のものであるので法令上の制約はないと考えている。
10

10

問2 本取組との関係で、秩父支部／柏原支部における争点整理手続は書面による準備手続に限られるのか。

15

20

答 個別事件において争点整理手続としてどのような手続を選択するのかについては、当事者の意見も踏まえつつ、受訴裁判所において検討・判断することになるので、個別事件における手続の選択については、受訴裁判所に対して意見を述べられたい。

問3 家事の調停・審判事件については本取組の対象となるのか。

25

答 まずはデジタル化が先行し、ウェブ会議の活用やファイル共有等の取組が進んでおり、書面による準備手続を活用することができる民事訴訟から本取組の実践を開始する。

問4 本務庁又はてん補庁に在庁するのではなく、裁判官の自宅から手続を行うこと
も想定しているのか。

5 答 本取組については、当面、裁判官の自宅から手続を行うことは想定していない。

問5 実践する件数の規模感は想定しているのか。

10 答 当事者の理解を得ながら本取組を実践し、留意点や課題等を検証することを目
的としているため、件数ありきでは考えていない。

問6 秩父支部／柏原支部以外に、本取組を実践する支部はあるのか。

15 答 大阪高裁／東京高裁管内の同程度の規模の支部1か部においても、同様の実践
的検討・検証が行われることである。

問7 本取組を実践する支部は拡大していくのか。それはいつ頃どの支部になるのか。

20 答 その点については、最高裁において、実践の状況を見ながら検討していくとの
ことである。

問8 本取組の実践によって支部へのてん補回数を減らすなど支部の事件処理態勢
を縮小することはあり得るのか。

25 答 てん補回数を含む支部の事件処理態勢は、支部における各種事件の件数及び処
理状況等に加え、本取組の実践状況も踏まえて検討していくこととなるので、将

來的な見通しについて現時点でお答えすることは難しい。

問 9 本取組は支部の統廃合につながるのではないか。

5 答 本取組は民事訴訟の審理運営の改善に向けて行うものであり、支部の統廃合を目的とするものではないとのことである。

問 10 会内で議論を行って意見を述べたいので、それまでは本取組の開始を待ってもらいたい。

10

15

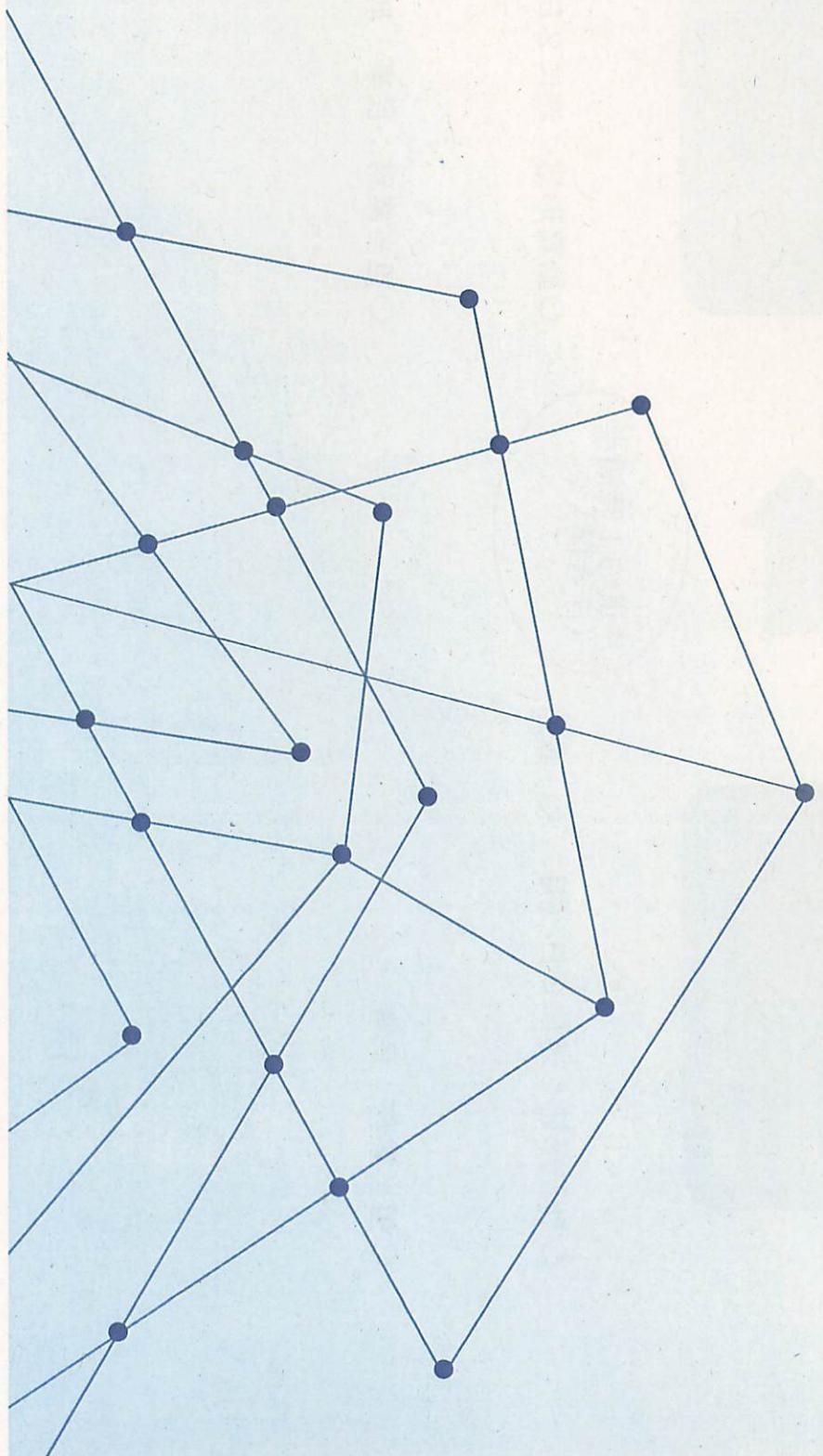
答 実践的検討・検証をより有益なものとするためにも、本取組について会員等から出てきた意見について情報提供いただくことはありがたい。一方で、本取組は、民事訴訟の審理運営の改善に向けた実践的検討・検証として、個別事件の当事者に説明して理解を得ながら行うことを見定しているものであるので、会内の議論等をお待ちすることまでは予定していない。

問 11 会員に周知するまでは本取組の開始を待ってもらいたい。

20

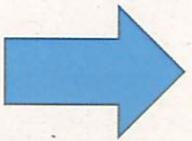
答 本取組は、民事訴訟の審理運営の改善に向けた実践的検討・検証として、個別事件の当事者に説明して理解を得ながら行うことを見定しているものであるので、会員への周知を長期間お待ちすることまでは予定していない。ただし、弁護士会側が特に希望されるのであれば、短期間（例えば1週間程度）お待ちすることは考えられる。

機動的審理運営のイメージ



★ 機動的審理運営のイメージ

業務イメージ



○勤務形態：週に3日（月、火、金）

片道約1時間半
(庁舎間)

○勤務形態：週に2日（水、木）

○担当業務：民事

○担当業務：民事・刑事・家事全般

現状の勤務イメージ



現状

- ・ A庁／B庁に在庁して実施する必要のない手続についてもA庁／B庁に在庁して実施
- ・ A庁／B庁の事件の手続を実施する日はA庁／B庁の勤務日に限定

将来像（機動的審理運営の実施後）

